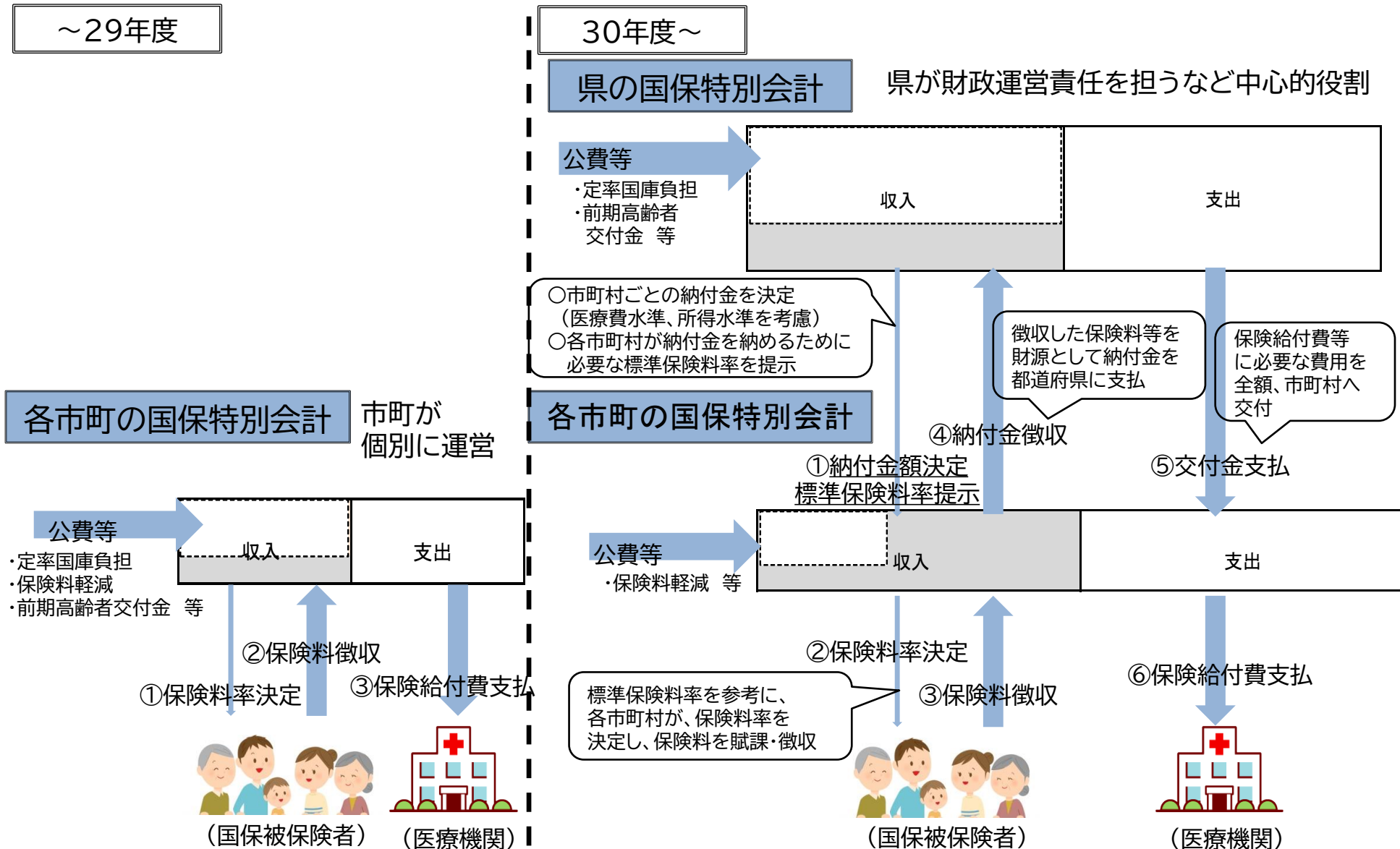


令和8年度標準保険料率の算定結果について

令和8年3月30日

国保の財政運営のすがた

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付費の財源である市町村からの国保事業費納付金額の決定、保険給付に必要な費用全額の市町村への支払いを行うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



納付金・標準保険料率の算定の流れ〔医療費指数一部反映： $\alpha = 0.5$ （令和8年度）〕

○A市 医療費指数1.1 個別加減算 ▲50 収納率 80%
 ○B市 医療費指数0.9 個別加減算 ▲70 収納率 95%

ポイント
 ○医療費指数反映係数 $\alpha = 0.5$
 （市町ごとの医療費水準の差を納付金に一部反映）

納付金の算定

標準保険料率の算定

県全体の納付金
1,000

【1】医療費指数
の反映

【2】市町ごと
の加減算

【3】収納率の
反映

標準保険料率

応能分 + 応益分

A市

500

525
 500×1.05

475

119
475 } 594

所得割 ○%
均等割 △円
平等割 □円

B市

500

475
 500×0.95

405

427

所得割 ●%
均等割 ▲円
平等割 ■円

年齢調整後の医療費指数を一部反映($\alpha = 0.5$)

※完全統一にむけて α を段階的に引き下げ
医療費指数の反映の影響が徐々に減少

例 $\alpha = 0.5$ の場合(令和8年度保険料で実施)

$$500 \times (1 + (0.1 \times 0.5)) = 525$$

ただし、高額医療費(1レセプト80万円を超える部分)を共同負担化した医療費指数を使用

A市の加減算合計 ▲50
B市の加減算合計 ▲70
県合計 ▲120

加算項目

・保健事業費、葬祭費等

減算項目

・県2号交付金(事業評価分)、
保険者努力交付金(市町分)等

A市収納率 80%
475を収納するために、
 $475 \div 0.8 \div 594$ が必要となり119を上乗せ

B市収納率 95%
 $405 \div 0.95 \div 427$

同一とはならない

納付金・標準保険料率の算定の流れ〔納付金ベースでの統一（ $\alpha = 0$ ）〕令和10年度から実施

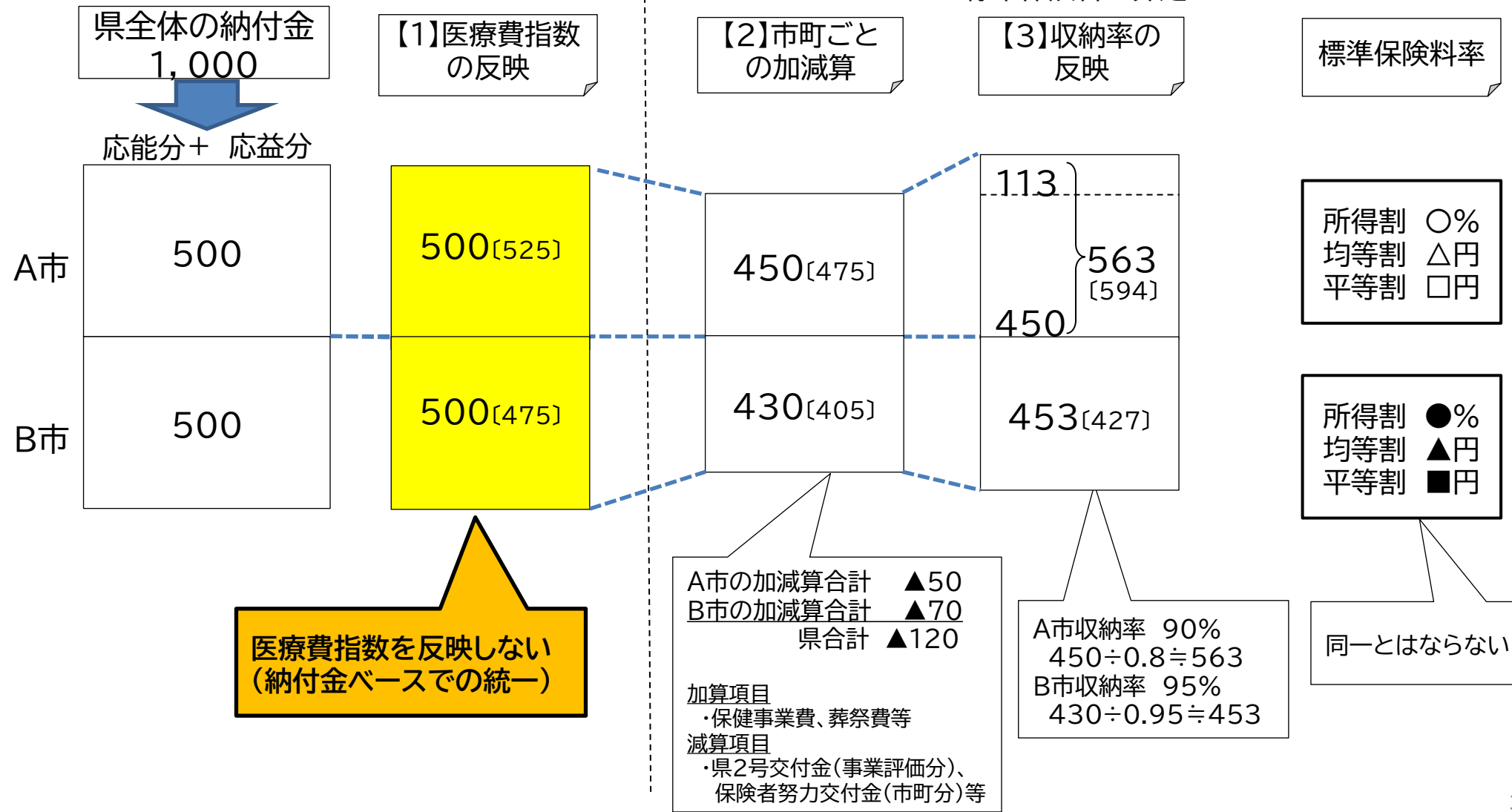
○A市 医療費指数1.1 個別加減算 ▲50 収納率 80%
 ○B市 医療費指数0.9 個別加減算 ▲70 収納率 95%

ポイント

○医療費指数反映係数 $\alpha = 0$
 (市町ごとの医療費水準の差を納付金に反映しない)
 ※〔 〕は、R8算定の数値

納付金の算定

標準保険料の算定



納付金・標準保険料率の算定の流れ〔完全統一（県平均収納率の反映）〕令和12年度から実施

○A市	医療費指数 1.1	個別加減算 ▲50	収納率 80%
○B市	医療費指数 0.9	個別加減算 ▲70	収納率 95%

ポイント

- ①医療費指数反映係数 $\alpha = 0$
(市町ごとの医療費水準の差を納付金に反映しない)
- ②各市町の加減算項目を県単位で調整
- ③納付金に県平均収納率(87.5%)を反映
※[]は、R8算定の数値

各市町の加減算項目を県全体の納付金で調整 県全体▲120

県全体の納付金
880[1,000]

納付金の算定

標準保険料率の算定

応能分 応益分

【1】医療費指数の反映

【3】収納率による調整

【2】市町ごとの加減算

【3'】収納率の反映

標準保険料率

A市	440 [500]	440[525] (①+③)	440[525]	440 [475]	503[594]
B市	440 [500]	440[475] (②+④)	440[475]	440 [405]	503[427]

所得割 ○%
均等割 △円
平等割 □円

医療費指数を反映しない

○納付金に収納率を反映
A市収納率(県平均) 87.5% $440 \times 0.875 \times 8/7 = 440$
B市収納率(県平均) 87.5% $440 \times 0.875 \times 8/7 = 440$
※調整係数 $\gamma : 8/7$
(収納率による調整後の納付金総額(770)を県全体の納付金額(880)にするための係数)
県平均の収納率に基づき納付金を設定
⇒収納率が低い市町(A市)は収納不足となる可能性

納付金総額算定時に加減算済み

県平均収納率 87.5%
 $440 \div 0.875 \div 503$

全市町、同一の保険料率(完全統一)

令和8年度標準保険料について①

	1人当たり標準保険料	前年度比	備考
令和3年度	111,751円	▲3,761円(▲3.3%)	コロナ禍による医療費減
令和4年度	114,433円	+2,682円(+3.3%)	
令和5年度	119,752円	+5,319円(+4.6%)	
令和6年度	122,856円	+3,104円(+2.6%)	
令和7年度	115,044円	▲7,812円(▲6.4%)	1人当たり保険給付費横ばい
令和8年度 (今回)	120,881円	+5,837円(+5.1%)	※

※令和8年度の標準保険料上昇の主な要因

① 1人当たり保険給付費の上昇（診療報酬引上げを含む）

- ・昨年度は横ばい傾向の一人当たり給付単価が、今年度は再び上昇に転じる
- ・R8の一人当たり保険給付費は前年度比+5.6%の見込（うち診療報酬+2.2%）

② 子ども・子育て支援納付金制度の開始

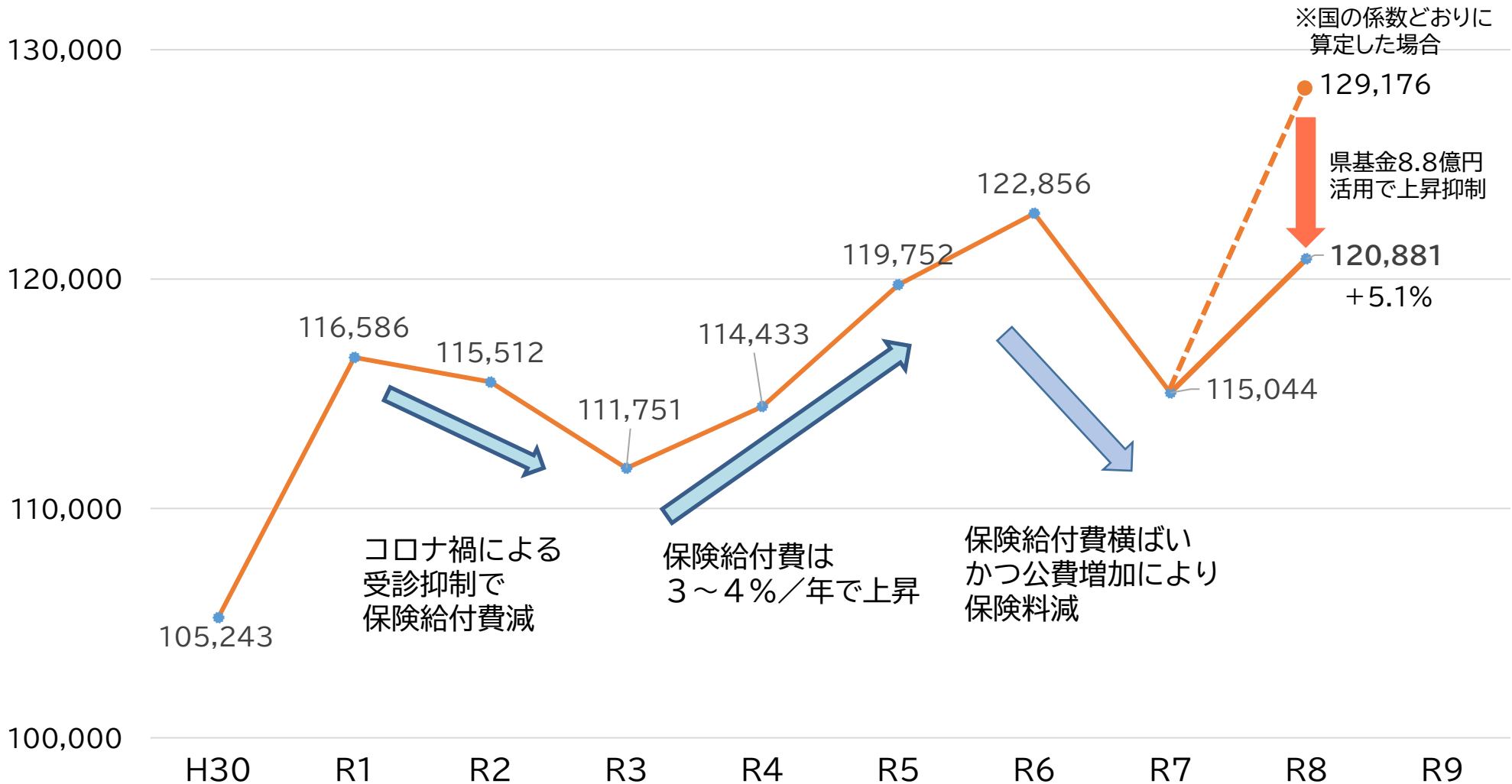
- ・新たに子育て支援施策の財源を保険料から徴収（R8:6千億円、R9:8千億円、R10:1兆円）

①②の一部および他の一時的な上昇要因について県の財政安定化基金活用で対応（保険料上昇を抑制）

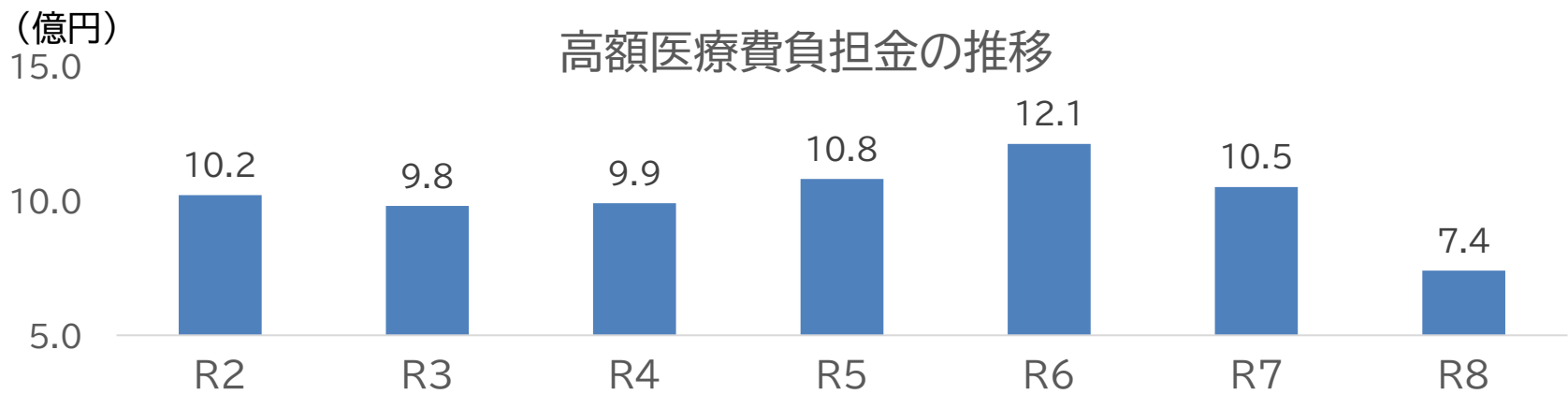
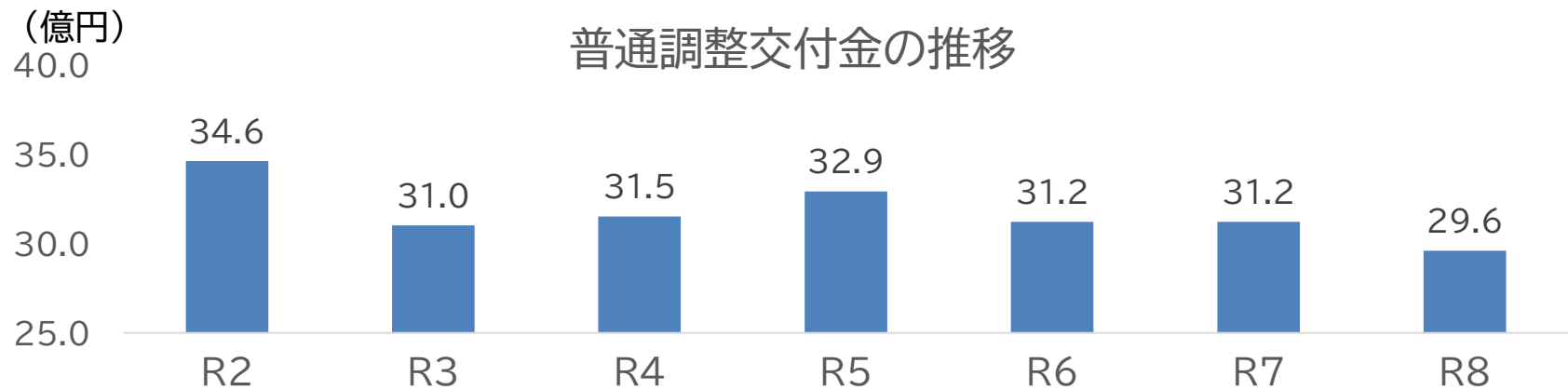
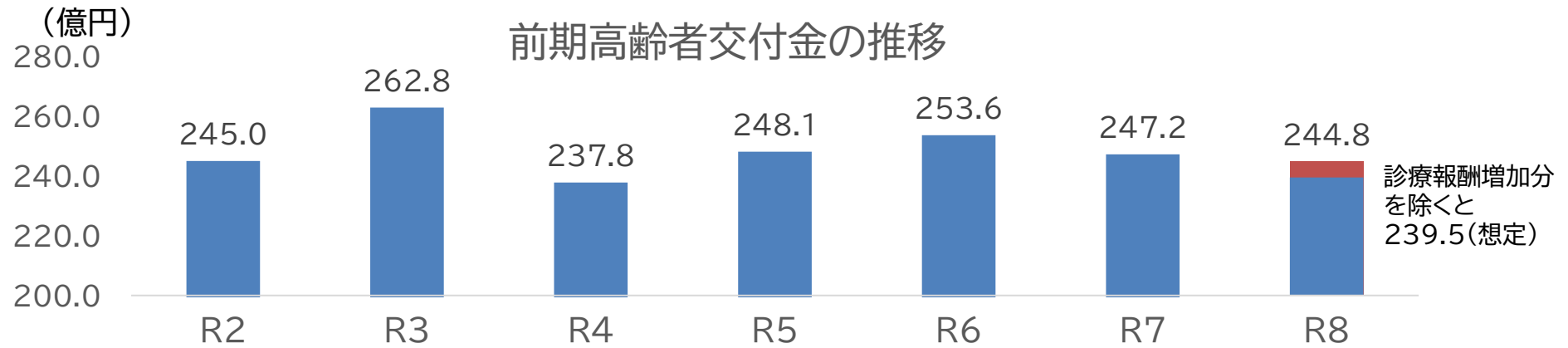
令和8年度標準保険料について②

(円)

一人当たり標準保険料の推移



令和8年度標準保険料について③



令和8年度標準保険料について④

標準保険料を一時的または急激に引き上げる以下の要因に対しては県の財政安定化基金活用により対応

①診療報酬引上げへの対応 ⇒ **基金1.2億円**を活用

- ・診療報酬は2年ごとの改定のため、今回（+2.22%）はR8～9の2か年分
- ・保険料上昇を2か年で平準化するため、R8は基金活用で+1.11%の伸びに抑制

②子ども・子育て支援納付金制度への対応 ⇒ **基金1.6億円**を活用

- ・国の制度設計では、R8～10に段階的に導入も3年間で均等な伸びとはならない
- ・保険料上昇を3か年で平準化するため、R8およびR9は基金を活用

一人当たり賦課額(想定)	R8	R9	R10
国算定	3,349円	4,465円	5,582円
県で採用	1,861円(▲1,488円)	3,721円(▲744円)	5,582円(±0円)

③公費の見込額減少への対応 ⇒ **基金6.0億円**を活用

- ・前期高齢者交付金や普通調整交付金などの国からの公費が見込みを下回る
- ・公費は年によって増減するものであり、基金活用により下振れを調整

○令和8年度は、**財政安定化基金のうち、計8.8億円**を活用し、**保険料上昇を抑制**

令和8年度標準保険料について⑤

	R 8 標準保険料 (軽減後)	うち統一に向けたR 8 影響額 ($\alpha = 1 \rightarrow 0.5$)		【想定】 $\alpha = 1$ ↓ $\alpha = 0$
		$\alpha = 0.5$ (激変緩和前)	$\alpha = 0.5$ (激変緩和後)	
福井市	108,706	▲ 275	▲ 275	▲ 557
敦賀市	107,254	▲ 1,127	▲ 1,127	▲ 2,285
小浜市	111,220	▲ 770	▲ 770	▲ 1,561
大野市	97,260	623	416	1,263
勝山市	102,998	2,118	1,412	4,295
鯖江市	111,535	1,663	1,109	3,373
あわら市	106,513	▲ 1,083	▲ 1,083	▲ 2,197
越前市	105,455	842	562	1,708
坂井市	113,899	▲ 333	▲ 333	▲ 676
永平寺町	116,792	610	407	1,237
池田町	108,189	▲ 260	▲ 260	▲ 528
南越前町	104,043	1,286	858	2,608
越前町	106,245	▲ 1,877	▲ 1,877	▲ 3,806
美浜町	94,317	▲ 3,607	▲ 3,607	▲ 7,316
高浜町	102,250	1,405	937	2,849
おおい町	92,653	400	267	811
若狭町	108,292	492	328	998
県平均	107,917	—	▲ 267	—

(令和8 - 7年度比較)

令和8年度 福井県の国保特別会計予算

保険給付費等 (※) 総額 561億円 (△6億円)

太枠は納付金総額

保険料
収納
必要額
117億円
(△8億円)

①財政安定化支援事業 2.5億円 (△0.1億円)	⑧国普通調整交付金 30億円 (△1億円)	⑭前期高齢者交付金 244.5億円 (△2.5億円)
①新保険者努力支援制度 (市町分) 2.4億円 (△0.1億円)	⑨定率国庫負担 97億円 (同額)	
②国特別調整交付金 (市町分) 2.6億円 (同額)	⑩県繰入金 (定率) 22.8億円 (△0.2億円)	
③県2号繰入金 4.6億円 (+0.4億円)	①新保険者努力支援制度 (県分) 5.0億円 (+0.3億円)	
④保険者支援制度 11.9億円 (+0.1億円)	①新国特別調整交付金 (県分) 0.6億円 (同額)	
⑤過年度保険料収納見込額 3.9億円 (△0.2億円)	①新基金繰入金 (α引下げ用等) 8.8億円 (+8.6億円)	
⑥保険料軽減 1.9億円 (△1億円)	⑫高額医療費負担金等 (国・県) 7.4億円 (△3.5億円)	
⑦保険料 98億円 (△7億円)	⑬決算剰余金 0億円 (同額)	
145億円 (△8億円)	172億円 (+5億円)	

※1 保険給付費等=①医療給付費(453億)+②後期高齢者支援金(80億)+③介護納付金(25億)+④審査支払手数料等(2.9億)
(②、③については支払基金から示される一人当たり単価×県で推計した被保険者数で算出)

※2 (新) は平成30年の県単位化以降に新たに設けられた財源

令和7年度 福井県の国保特別会計予算

保険給付費等 (※) 総額 567億円

太枠は納付金総額

保険料
収納
必要額
125億円

①財政安定化支援事業 2.6億円	⑧国普通調整交付金 31億円	⑭前期高齢者交付金 247億円
⑮新保険者努力支援制度 (市町分) 2.5億円	⑨定率国庫負担 97億円	
②国特別調整交付金 (市町分) 2.6億円	⑩県繰入金 (定率) 23億円	
③県2号繰入金 4.2億円	⑮新保険者努力支援制度 (県分) 4.7億円	
④保険者支援制度 11.8億円	⑯新国特別調整交付金 (県分) 0.6億円	
⑤過年度保険料収納見込額 4.1億円	⑰新基金繰入金 (α引下げ用) 0.2億円	
⑥保険料軽減 20億円	⑫高額医療費負担金等 (国・県) 10.9億円	
⑦保険料 105億円	⑬決算剰余金 0億円	
153億円	167億円	

※1 保険給付費等=①医療給付費(458億)+②後期高齢者支援金(82億)+③介護納付金(25億)+④審査支払手数料等(2.3億)
(②、③については支払基金から示される一人当たり単価×県で推計した被保険者数で算出)

※2 ⑮は平成30年の県単位化以降に新たに設けられた財源